

地域密着型通所介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社新生ケア・サービスが開設する「有限会社新生ケア・サービス デイサービスセンターコムハウス（以下「事業所」という。）」の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活指導員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業員」という。）が、要介護状態にある者に対し、適正な指定地域密着型通所介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定地域密着型通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定地域密着型通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行う。
 - 8 前7項のほか、「米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年米子市条例第16号）に定める内容（以下「条例基準」という。）を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名 称：有限会社新生ケア・サービス デイサービスセンターコムハウス
- ②所在地：米子市熊党 201-2

（従業員の職種、人数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、人数、及び職務内容は、次のとおりとする。

①管理者：1名以上（常勤1名以上）

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。

※専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる管理者を1名以上確保するものとする。ただし、利用者に対する指定地位密着型通所介護の業務に支障がない場合は、生活相談員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等の業務を兼務できるものとする。

②生活相談員：1名以上（常勤1名以上）

事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、又他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

※生活相談員は指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保するものとする。なお、利用者に対する指定通所介護の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある、事業サービスの運営に伴う職務に従事することができるものとする。

③介護職員：1名以上（常勤1名以上）

通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の業務に当たる。又、他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

※指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提
要している時間帯に専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が、勤務
している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間
数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15
人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1
を加えた数以上確保するものとする。

④看護職員：1名以上

看護師、准看護師の資格を有する者がその職務に従事するものとする。看護職員は指定地域密着型通所介護の業務において密接かつ適切な連携を図るものとする。また、その業務に支障がない場合は、管理者、機能訓練指導員等の業務を兼務できるものとする。

※指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を確保するものとする。

⑤機能訓練指導員：1名以上

看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者を1以上確保するものとする。また、その業務に支障がない場合は、管理者、看護職員等の業務を兼務できるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日：月曜日から土曜日とする。但し、1月1日・1月2日を除く。

②営業時間：午前9時から午後5時までとする。

但し、利用者の希望により延長する場合がある。

③サービス提供時間：午前9時から午後4時までとする。

ただし、利用者の希望により延長する場合がある。

（指定地域密着型通所介護の利用人員）

第6条 事業所の利用定員は、1日18人とする。

（指定地域密着型通所介護の内容）

第7条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようにその目標を設定し、計画的に行うものとし、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。但し、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次の掲げるもののうち事業所と利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

①身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア．排泄の介助

イ．移動、移乗の介護

ウ．通院等の介助その他必要な身体介護

②入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア．衣類着脱の介助

イ．身体の清拭、洗髪、洗身

ウ．その他必要な入浴の介助

③食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア．準備、後始末の介助

イ．食事摂取の介助

ウ．その他必要な食事の介助

④アクティビティー・サービスに関すること

利用者の生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。又、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア. レクリエーション

イ. グループワーク

ウ. 行事的活動

エ. 体操

オ. 機能訓練

カ. 休養（養護）

⑤送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア. 移動、移乗動作の介助

イ. 送迎

⑥相談

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作訓練の相談、助言

イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ. 住宅改修に関する相談、助言

エ. その他の必要な相談、助言

（指定地域密着型通所介護の利用料等及び支払いの方法）

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額によるものである。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収することができる。

① 事業所の実施地域を越える地点から、片道 10 キロメートル未満 200 円

② 事業所の実施地域を越える地点から、片道 10 キロメートル以上 400 円

3 通所介護にかかる自己負担金については、次の額を徴収する。

朝食代金 150円

昼食・夕食代金 600円

おやつ代金 150円

4 その他アクティビティー・サービスにかかる諸経費については、別途徴収するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、米子市とする。

（衛生管理等）

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他サービスにあたっての留意事項）

第11条 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際に、サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第12条 指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

4 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 非常事態に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（指定地域密着型通所介護の利用契約）

第14条 事業所は、指定地域密着型通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して地域密着型通所介護利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。但し、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始時でも差し支えないものとする。

（衛生管理及び通所介護従事者等の健康管理等）

第15条 事業所は、地域密着型通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、通所介護従事者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

第16条 通所介護従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、通所介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、通所介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従事者との雇用契約の内容とする。

（地域密着型通所介護計画書の作成等）

第17条 事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明し、交付する。

2 事業者は、地域密着型通所介護計画に記載されたサービスを実施し、実施状況及び目標の達成状況等の記録を行うものとする。

（サービスの提供記録の記載）

第18条 通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、介護保険法第41条第6項又は法第53条第5項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

（苦情処理）

第19条 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、

当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第20条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携等）

第22条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という）を設置し、概ね6か月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 2 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図る。

（業務継続計画の策定等）

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた

めの計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（損害賠償）

第24条 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合には、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、損害すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（身体拘束）

第25条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第26条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 1 ※採用時研修：採用後3ヶ月以内
※継続研修：年1回以上
- 2 通所介護従事者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は有限会社新生ケア・サービスと当該事業所の管理者が協議の上定めるものとする。

付 則

- 1、この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2、この規定は、令和元年 1 0 月 1 日から変更実施する。
- 3、この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から変更実施する。